



Worldtrade Management Services (WMS)

国際貿易に携わる企業にとり、関税及びその他の間接税コストの管理、輸出入業務の効率化並びに各種適用法令に対するコンプライアンスの確保は非常に重要な課題です。

しかしながら、世界各所に拠点や取引先をもつ企業が、それぞれの国・地域における関係法令の改正、あるいは新しい判例や通達等が自社のビジネスに対して与える影響をタイムリーに把握し、且つ適切な対応策を講じていくことは容易なことではありません。また、昨今の自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) の署名・発効ラッシュや各国における安全保障輸出管理規定の強化等、国際貿易を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。

プライスウォーターハウスクーパースでは、世界60以上の国・地域におよそ600名の専門家からなる業界最大規模の関税と国際貿易に関するアドバイザリーチームを有しており、国際貿易に携わるクライアント企業をグローバルにサポートしております。

Customs and Trade News

このニュースレターは、関税と国際貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたものです。このニュースレターの内容を実際の業務及び事業等に適用する場合は必ず事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーに提供させていただくため、随時発行となっております。お役に立てば幸甚です。

なお、本ニュースレター、その他関税と国際貿易に関するテーマについてより詳細な内容等をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
代表電話: 03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

永井 宗比古

Tel: 81-3-5251-2844

e-mail: munehiko.nagai@jp.pwc.com

*connectedthinking

© 2007 PricewaterhouseCoopers Management Co., Ltd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Management Co. Ltd. or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.

関税貿易ニュース(中国編)

増値税輸出還付税率に関する最新動向

2007年6月18日、中国政府は輸出に係る増値税還付率の引き下げを発表しました。この改正は、2007年7月1日付けで施行される予定です。

今回の還付率引き下げの対象製品は関税分類番号ベースで数千品目にのぼり、その影響はかなりの広範囲に及ぶことが予想されています。

中国における製造コストの増加

中国製造会社が原材料等を購入する際には、増値税(17%)の支払いが発生しますが、係る原材料を使い中国国内で製造された製品を輸出する場合には、同支払増値税が還付される制度となっています。ただし、輸出に係る還付率は品目ごとに17%またはそれ以下(現状は13%に設定されている品目が大多数を占めます)に設定されており、輸出還付率が17%以下の場合、支払増値税と輸出に際して還付される増値税の差額が増値税コストとして計上されることとなります。

例) 適用還付率が13%から9%に引き下げられる場合、以下のように増値税コストの負担が増すこととなります。

	還付率 13%	還付率 9%
支払増値税(17%)	17	17
還付増値税	(13)	(9)
増値税コスト	4	8

なお、今回の改正による引き下げ率は一律ではなく、品目ごとに設定されているため、その影響を的確に把握するためには各社がその取り扱い品目ごとに改正前後における還付率を検証することが必要となる点に留意が必要です。

最後に

中国政府はこれまでも貿易収支の管理、その他の政策を達成する手段として、特定の品目に関する来料加工の禁止や輸出増値税還付率の引き下げを利用してきました。今後も同様の手法がとられることが予想されており、今回の還付率引き下げが持つ影響もさることながら、今後の中国政府の動向についても、中長期的な視野から注視していくことが重要となります。